

澁川市長期滞在型移住体験施設（伊香保）
入居者募集要項

【募集期間】令和5年7月3日（月）～10月31日（火）まで

令和5年7月
澁川市

渋川市では、市内での定住体験を経て市内への定住を目指す方、または市内に移住し創業を目指す方を支援するため、年間100万人以上が宿泊客として訪れる伊香保温泉地内に、長期滞在型の移住体験施設を令和6年4月に開設いたします。

観光地にある本施設において、移住と創業を体験することで、伊香保地内または、その他市内での創業を目的として本市へ移住する方が増え、より一層の賑わいが生まれ、地域活性化につながることを目的に、入居者を募集します。

詳しい応募資格等の条件を下記に記載しております。ご一読の上、期日までにお申し込みください。

1 施設の概要

(1) 施設所在地

群馬県渋川市伊香保町伊香保557番地16

※施設改修工事準備中。令和6年4月開設予定

※敷地内に車両の駐車スペースはありません。近隣の月極駐車場をご利用ください。



位置図



建物外観

(2) 建物詳細

- ・ 建築年：昭和39年
- ・ 構造：木造亜鉛メッキ鋼板葺地下1階付2階建
- ・ 敷地面積及び延べ床面積

敷地： 193.72㎡

延床：1階 105.99㎡

うち店舗部分：約45㎡

うち住居部分：約60㎡

2階 75.05㎡

地下 66.24㎡

合計 247.28㎡

※本物件は昭和39年建築のため、現行の耐震基準は満たしていません。

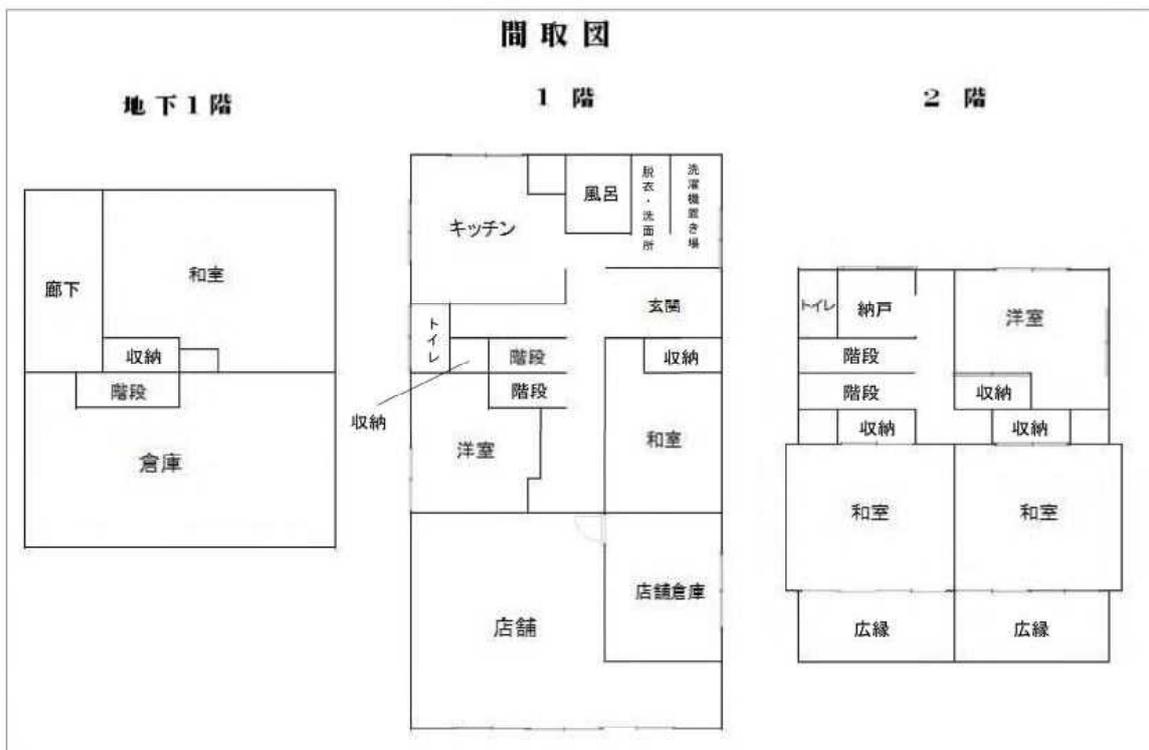
(3) 附帯設備

以下に記載する附帯設備以外の本施設に係る家具・家電等は全て入居者の持ち込みになります。

- ① 地上波デジタルアンテナ（テレビアンテナ端子3口）
- ② 水洗トイレ（暖房便座、温水洗浄機付き）1器、（暖房便座のみ）1器
- ③ 流し台、ガスコンロ台（システムキッチン）
- ④ ユニットバス（ガス給湯式）
- ⑤ インターネット回線（プロバイダ等は入居者で各自ご契約の上、ご利用ください。）

(4) 備品

石油ストーブ 2台



間取図



内観の一部（改修工事前）

2 入居資格等

当施設への入居資格等は、次の要件の全てに該当する個人またはグループです。

※この要項で「創業」とは新たに法人を設立すること、個人が初めて事業を開始することを意味します。

(1) 本市が求める人物像

- ① 本施設で定住体験をし、市内での定住を目指す者
- ② 本施設でお試し創業しながら定住体験をし、市内で新規創業、定住を目指す者

(2) 申請対象者（下記全てを満たす方）

- ・申請代表者は成人であること。
- ・渋川市外に住民登録している者であること。
- ・体験施設入居後に本施設を生活の本拠として、住民登録できる者であること。
- ・地域住民と円滑に交流をはかる者であること。
- ・転勤を理由とした転入予定者でないこと。
- ・シェア利用の場合には入居者の合計が5人以内であること。（同一家族の場合には人数の制限はありません。）
- ・入居後に施設利用の様子を、市が情報発信のために定期的に取材を行うため、これらの取材に応じることができる者であること。
- ・施設内で創業する場合にあっては申請時に提出した「創業計画書(様式2号)」及び「創業計画書に係る創業の概要書(様式不問)」に基づいた事業を確実に実施することが出来る者であること。
- ・暴力団、暴力団員、その他これらに関係する者でないこと。

3 施設の利用に伴う条件等

本施設の利用に関しては、下記の条件全てを遵守しなければなりません。

- (1) 申請書に記載した利用希望者以外の者が利用しないこと。
- (2) 入居者は、留守や就寝中に施錠するなど本施設利用中は、本施設を善良に管理すること。
- (3) 入居者は、火気の取扱いに細心の注意を払うとともに、水道の凍結防止等に配慮し、備付けの備品を適切に取り扱うこと。
なお、本施設の室内での喫煙は全て禁止します。
- (4) 入居者は、本施設及びその周辺の除草や除雪を適宜行い、本施設を適切に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (5) ごみ出しは決められた手法に従い行うこと。
- (6) 宗教の普及、勧誘、その他これに類する行為を行わないこと。
- (7) 夜間に大きな音を発生させる等、近隣の住民に迷惑を及ぼす行為を行わないこと。

- (8) 体験施設内外において建物を害する行為を行わないこと。
- (9) 麻薬類、鉄砲、刀剣類、爆発性若しくは発火性を有する危険な物品等を製造、保管又は使用しないこと。
- (10) 本施設の全部若しくは一部を転貸し、又は権利を譲渡しないこと。
- (11) 本施設内でペットを飼育しないこと。
- (12) 毎月末、市へ報告書の提出を行うこと。
- (13) その他本施設の利用にあたり不適切な行為を行わないこと。

4 退去条件

下記の事由に該当した場合には、勧告を行い、2か月間経過を見た上で審査し、入居者の退去を決定します。

- (1) 施設や設備を無断転貸、売却したとき。
- (2) 毎月末提出する必要がある報告書等の提出がないとき。
- (3) 地域住民との円滑な交流や地域行事等への参加や協力がみられないとき。
- (4) 1か月以上不在となり、施設の利用がないとき。ただし、事前に市長に報告を行っている場合を除く。
- (5) 事業内容に問題があり、創業の見込みが立たず、指導があっても改善がみられないとき。

5 入居取消条件

- (1) 虚偽の申請、不正行為により入居許可を受けたとき。
- (2) 正当な理由がなく、賃貸料を3か月以上滞納したとき。
- (3) 本施設を故意に毀損したとき。
- (4) 地域社会の環境、秩序及び平穩を阻害する行為をしたとき。
- (5) 公序良俗に反する行為をしたとき。
- (6) 「渋川市長期滞在型移住体験施設の運用に関する要綱」に違反したとき。

6 入居可能期間

3か月以上1年以内（再契約により1組最大3年まで入居可能）

7 賃貸料等

- (1) 土地建物の賃貸借料

30,000円/月

※利用日数が1か月に満たない月も30,000円の賃貸料がかかります。

※指定納期限までに賃貸料を支払わない場合には別途「渋川市長期滞在型移住体験施設の運用に関する要綱」第15条に定める延滞金を徴収します。

- (2) その他の費用負担

上記賃貸料とは別に利用状況に応じて、下記の料金が発生します。

- ・水道及び下水道利用料
- ・電気利用料
- ・都市ガス利用料
- ・自治会費
- ・施設内での創業に係る各種経費
- ・その他インターネット使用料や放送受信料など

8 周辺環境

当該土地は標高700mに位置し、渋川市の市街地より気温が平均3℃から5℃低くなるため、冬期の12月から3月の間、積雪や道路の凍結があります。公共交通機関は便数が少なく、生活する上では自家用車が必要となります。自家用車にはスタッドレスタイヤが必需品であり、四輪駆動車を推奨します。

(1) 駐車場

名称：市営常磐（ときわ）駐車場

所在地：伊香保町伊香保588番地1

距離：本施設から200m（徒歩約4分）

料金：4,190円/月

問合せ先：渋川市観光課 TEL：0279-22-2873

(2) 公共交通機関

名称：伊香保バスターミナル

所在地：伊香保町伊香保557番地86

距離：本施設から150m（徒歩約2分）

利用できる主な路線：①渋川駅－伊香保温泉（関越交通）

②伊香保タウンバス各線（日本中央交通ほか）

③伊香保－榛名湖線（群馬バス）

(3) 教育・保育施設

名称：伊香保こども園

所在地：伊香保町伊香保335番地3

距離：本施設から1.7km（徒歩約30分、車約5分）

(4) 小学校

名称：伊香保小学校

所在地：伊香保町伊香保322番地1

距離：本施設から1.4km（徒歩約30分、車約4分）

(5) 中学校

名称：伊香保中学校

所在地：伊香保町伊香保544番地16

距離：本施設から1.6km（徒歩約30分、車約4分）

(6) 商店等

①最寄りの食料品店

名称：食の駅ぐんま伊香保店

所在地：伊香保町伊香保54番地130

距離：本施設から1.1km（徒歩約20分、車約3分）

②最寄りのコンビニエンスストア

名称：ファミリーマート伊香保店

所在地：伊香保町伊香保174番地7

距離：本施設から850m（徒歩約15分、車約3分）

9 募集期間、申込方法等

(1) 募集期間

募集期間：令和5年7月3日（月）から令和5年10月31日（火）

(2) 申込方法

次の提出書類を郵送又は持参により下記提出期限までに提出してください。

① 提出書類

ア 利用申請書（様式第1号）

イ 利用希望者全員の住民票

ウ 利用希望者全員の申請日時点で居住する自治体の市区町村税の未納がないことの証明（完納証明書等）

エ 創業する場合にあっては「創業計画書」（様式第2号）

オ 創業計画書に係る創業の概要書（様式不問）

② 提出部数

正本：1部（申請代表者の印鑑を押印したもの）

副本：1部（正本の複写）

③ 提出期限：令和5年10月31日（火）午後5時（必着）

④ 提出先

〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地

渋川市 市民環境部 市民協働推進課 移住定住支援係

土曜・日曜・祝日を除く、平日午前9時から午後5時まで

10 入居者の審査

(1) 市が定める選定委員会において、上記募集期間内に応募の集まった利用希望者について審査を行い、入居者1組を決定します。なお、審査の開催時期については下記を予定しています。

11月中旬 第1次審査：書類審査

11月下旬から12月上旬 第2次審査：面接審査

(2) 入居者選定に係る審査基準

入居者選定委員会では下記の要件を基準に利用希望者に係る審査を行います。

- ① 同居予定者の人数
- ② 利用希望者の年齢
- ③ 利用申込時の居住地
- ④ 創業の有無
- ⑤ その他体験施設設置の目的に寄与できると判断できる内容

(3) 審査結果の通知

審査結果については採用、不採用に関わらず、利用希望者に書面にて通知します。また、書面に併せて利用申請書記載のEメールアドレス宛に電子メールにて通知します。

1 1 契約及び入居開始日

(1) 契約締結

選定委員会により特定された入居者は、入居開始の日までに市と定期賃貸借契約を締結し、賃貸借料を前納することにより、当該施設の鍵を借り受けるものとします。

(2) 入居開始日 令和6年4月1日(月)

1 2 個人情報への取扱い

- (1) 申込書類については、「渋川市個人情報の保護に関する法律施行条例」等に基づき、適正に取扱いします。
- (2) 入居決定者の申込書については、入居後の事務手続き等において使用される場合があります。
- (3) 入居決定者以外の申込書についても原則返却はせず、事務取扱い担当課において、定められた期間保管し、規定期間終了後は決められた手法に従い破棄します。

1 3 問合せ先

〒377-8501

群馬県渋川市石原80番地

渋川市役所 市民環境部 市民協働推進課 移住定住支援係 (担当: 猪熊)

電話番号: 0279-22-2401 (直通) 午前9時~午後5時

FAX: 0279-24-6541 (代表)

メール: iju@city.shibukawa.gunma.jp